

## 神崎郡一般廃棄物処理施設建設候補地公募要領

はじめに

現在、市川町と神河町のごみを処理しております「中播北部クリーンセンター」は、平成 15 年の稼働開始以来、地元の皆様の御理解と御協力をいただくなか、最長平成 40 年 3 月末までが稼働できる期間となっております。

また、福崎町においては姫路市と共同で「くれさかクリーンセンター」を稼働しておりますが、施設老朽化により平成 32 年度末をもって可燃ごみの焼却施設は稼働停止の予定です。

そのような中、神崎郡 3 町（神河町・市川町・福崎町）で将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持していくために新たなごみ処理施設の整備計画を進めることとなりました。

ごみ処理施設は住民生活に必要不可欠な施設ですが、ごみ処理というだけで迷惑施設と考えられる一面もあり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易なことではありません。

こうしたことから神崎郡 3 町ではごみ処理施設の整備について、建設候補地を広く募集することといたしました。

新しい施設のうち、可燃ごみの処理については「焼却施設」を建設する予定ですが、最近のごみ焼却施設は高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより環境負荷の低減が図られ、安全性にも十分配慮されたものとなっております。

建設用地の確保は神崎郡 3 町にとって重要かつ喫緊の課題であることを御理解いただき、応募について是非とも前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

## 1. 新施設の概要（予定）

### （1）可燃ごみ焼却施設（熱エネルギー回収施設）

処理能力：40～45 トン／日程度（1 日 24 時間・年間 280 日稼働として）

可燃ごみを焼却処分し、発生する熱エネルギーを有効活用する。

※ 焼却方式・稼働体制等については、別途施設整備基本計画を策定し決定する。

### （2）不燃・粗大ごみ処理施設（リサイクルプラザ施設）

処理能力：8 トン／日程度

粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみの処理・分別を行う。

## 2. 応募資格者

神河町、市川町、福崎町の行政区域内にあつて、次の区分に該当する方

① 応募用地の区長による応募。

② 応募用地が複数の区にまたがる場合は、応募用地が該当するすべての区長による共同応募。

## 3. 応募の条件

（1）神河町、市川町、福崎町の行政区域内の土地（町間をまたぐ土地は除く）で、以下のいずれの条件にも適合していること。

① 平地もしくは造成により 20,000 m<sup>2</sup>程度の用地が確保できること。

② 応募しようとする用地の当該区内における合意形成がなされていること。（応募用地

が複数の区にまたがる場合は、用地が該当するすべての区の合意形成が必要。)

- ③ 応募用地の土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。
- ④ 応募用地の隣接地の同意が得られること。またはその見込みがあること。
- ⑤ 進入路の拡幅・新設等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。
- ⑥ 応募用地が建設用地に決定した場合、当該土地は買取りとする。

(2) 施設の稼働期間30年間で承諾いただくこと。また、状況により稼働延長の協議を行っていただけること。

(3) その他考慮頂きたい事項

- ① 幹線道路が近く、搬入路の確保が容易なこと。
- ② 法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。
- ③ 貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。

4. 応募期間 平成30年5月1日～平成30年9月30日

5. 地域振興策の実施について

施設の建設を受け入れていただいた地元区には2億円を限度に地域振興交付金を交付します。

交付の時期は施設本体の建設着工後としますが、詳細については別途協議。

6. 建設候補地募集から施設建設までのスケジュール

年度	30	31	32～34	35～36	37～39	40
公募期間	■					
候補地選定審査	■	■				
地元協議		■				
用地決定		■				
生活環境影響調査			■			
都市計画関連手続			■			
本体工事発注手続				■		
施設建設					■	
施設稼働						■

問合せ先 中播北部行政事務組合 TEL 0790-32-2888  
神河町住民生活課 TEL 0790-34-0963  
市川町住民環境課 TEL 0790-26-1011  
福崎町住民生活課 TEL 0790-22-0560 (代表)